

議案第10号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定しようとする。

令和7年3月4日提出

天理市長 並 河 健

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(天理市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 天理市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年3月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第4条 天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成25年6月天理市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(天理市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第5条 天理市ラブホテル建築等規制条例(昭和59年6月天理市条例第13号)

の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(天理市消防団条例の一部改正)

第6条 天理市消防団条例(平成25年3月天理市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号及び第6条第2項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第7条 天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成25年3月天理市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(天理市水道水源保護条例の一部改正)

第8条 天理市水道水源保護条例(平成14年6月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）並びに第3条の規定による改正後の天理市一般職の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに天理市一般職の職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。